

議第 27 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

1 策定の趣旨

豊町沖友辺地において、公共的施設の整備を予定しているため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 3 条第 1 項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定するものです。

2 辺地の要件

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的諸条件等に不利があり、他の地域に比較して住民の生活環境が著しく厳しい山間地、離島等の地域で、住民の数その他について政令で定める要件（次の(1)及び(2)の要件）に該当するものをいいます。

(1) 当該地域の総務省令で定める中心（当該地域内において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点）を含む 5 平方キロメートル以内の面積の区域の人口が 50 人以上であること。

(2) 辺地に係る総務省令で定める基準（辺地度点数（※）が 100 点以上であること。）に該当していること。

※ 辺地度点数

市役所、医療機関、郵便局、小学校、中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定された辺地としての程度を示す点数

3 呉市の辺地

令和 2 年 4 月 1 日現在の呉市内の辺地は、次の 10 地区です。

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 郷原町 | 大積地区 |
| 倉橋町 | 須川地区，西宇土地区，大向地区，重生地区，大迫地区，鹿老渡地区，鹿島地区 |
| 安浦町 | 塩谷地区 |
| 豊町 | 沖友地区 |

4 財政措置

辺地対策事業債（充当率 100 パーセント，交付税措置率 80 パーセント）を活用することができます。

5 公共的施設の整備内容等及び第 5 次呉市長期総合計画前期基本計画での位置付け

（単位：千円）

| 施設名 | 整備内容 | 事業主体 | 概算事業費 （見込み） | 第 5 次呉市長期総合計画 前期基本計画での位置付け |
|-----------|------|------|----------------|--|
| 市道（沖友一周線） | 市道改良 | 市 | 455,000 | 政策分野 6 都市基盤分野 基本政策 3 道路の整備 施策③ 市道の整備 |